

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり

2. 指名停止措置期間： 自 令和5年3月6日
至 令和5年12月5日 9ヶ月

3. 事実概要

上記業者は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、令和5年2月28日、公正取引委員会に告発され、同日、東京地検特捜部に起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取り扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）で準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号及び第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号、第15号>

措 置 要 件	期 間
5 (独占禁止法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

【別紙】 指名停止措置事業者

番号	商号又は名称	住所
1	株式会社博報堂	東京都港区赤坂五丁目3番1号
2	株式会社東急エージェンシー	東京都港区西新橋一丁目1番1号
3	株式会社セイムトゥー	東京都千代田区永田町二丁目4番3号